

石川県公報

令和2年4月10日

第13296号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○指定代理納付者の指定	(県民交流課) 1
○歳入の徴収事務の委託	(森林管理課) 1
○県道の区域の変更	(道路整備課) 2
○歳入の徴収事務の委託	(公園緑地課) 2
公 告	
○令和元年度政府調達に係る苦情の受付及び処理状況の公表	(管財課) 2
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告	(県民交流課) 2
○予防接種を行う医師に係る公告	(健康推進課) 3
○予防接種を行う医師に係る変更の公告	(同) 6
○予防接種を行う医師の承諾撤回公告	(同) 7
○入札公告	(教育委員会事務局) 8

告 示

石川県告示第127号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、同項に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）を次のとおり指定した。

令和2年4月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 指定代理納付者の商号及び本店の所在地
GMOペイメントゲートウェイ株式会社
東京都渋谷区道玄坂1-14-6
- 指定代理納付者に代理納付させる歳入
ふるさと石川応援寄附金（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して代理納付させるものに限る。）
- 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード
V I S A
M a s t e r C a r d
J C B
A m e r i c a n E x p r e s s
D i n e r s C l u b
- 指定代理納付者の指定期間及び歳入を代理納付させる期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

石川県告示第128号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

令和2年4月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
県営林造成事業委託事業に係る間伐材等売 払代金の徴収事務	金沢市直江南2丁目 1番地	公益財団法人石川県 林業公社	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

石川県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和2年4月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和2年4月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

路 線 名	道 路 の 区 域			関係図面の 縦 覧 場 所	
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
小原土清水線	金沢市大桑町サ乙2番58地先から 金沢市大桑町ヨ2番2地先まで	旧	8.46～18.70	396.2	県央土木 総合事務所 維持管理課
		新	9.50～18.70	396.2	

石川県告示第130号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

令和2年4月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
兼六園の入園料の徴収事務	金沢市松島1丁目41 番地	北陸総合警備保障株 式会社	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
菱櫓等の入館料及び物品販売代金の徴収事 務	金沢市寺地1丁目33 番19号	株式会社アドバンス 社	〃

公 告

令和元年度政府調達に係る苦情の受付及び処理状況の公表

政府調達に関する苦情の処理手続要領（平成8年石川県告示第366号）第8条の規定により、令和元年度における政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

令和2年4月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

受付及び処理の件数 なし

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和2年4月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日
令和2年3月25日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 学産プロジェクト

3 代表者の氏名

横井 敏弘

4 主たる事務所の所在地

金沢市大友1丁目368番地

5 定款に記載された目的

この法人は、産業、行政、大学、一般市民等、目標を持った様々な連携を支援、協力するために、人的ネットワークづくり、研究成果の事業化支援、人材育成、ベンチャー支援、技術の活用、またそれらに係る各種セミナー等の普及・啓蒙事業活動を通して地域の活性化を図り、連携を基盤とした産業の創出・人材の創出に寄与することを目的とする。

予防疫種を行う医師に係る公告

市町長が予防疫種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防疫種について、予防疫種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により、当該市町長の要請に応じて当該予防疫種を行う医師の氏名及び予防疫種を行う場所は、次のとおりである。

令和2年4月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 A類疾病及びB類疾病

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
岩 崎 秀 紀	県内全域	金沢市光が丘3丁目268番地 医療法人社団杉浦クリニック
櫻 吉 啓 介	〃	金沢市吉原町口6番地2 金沢こども医療福祉センター
野 村 一 世	〃	〃
小 泉 晶 一	〃	〃
飯 沼 由 嗣	〃	〃
小 市 勝 之	〃	金沢市小坂町中83番地 医療法人社団 浅ノ川 浅ノ川総合病院
高 崎 秀 昭	〃	〃
金 山 寿 賀 子	〃	〃
善 田 貴 裕	〃	〃
米 山 宏	〃	〃
増 田 愛 子	〃	〃
早稲田 洋 平	〃	〃
禿 晃 仁	〃	〃
松 江 俊 英	〃	〃
中 村 彰 伸	〃	〃
澤 村 俊 孝	〃	〃
杉 山 賢 郎	〃	〃
大 森 亜 衣	〃	〃
池 野 恒 久	〃	〃
高 村 昭 輝	〃	〃
森 田 恭 子	〃	〃
松 浦 早 季	〃	〃
安 田 詩 子	〃	〃
加 藤 諒	〃	〃
藤 本 由 貴	〃	〃
谷 村 航 太	〃	〃
赤 崎 恭 太	〃	〃
辻 紀 章	〃	〃
井 美 達 也	〃	〃

油 尾 亨	〃	〃
吉 田 太 治	〃	〃
奥 山 宏	〃	〃
近 澤 芳 寛	〃	〃
野 村 佳 苗	〃	〃
原 口 貴 敏	〃	〃
梶 波 康 二	〃	〃
河 合 康 幸	〃	〃
石 田 良 子	〃	〃
高 野 信 太 郎	〃	〃
道 輪 良 男	〃	〃
尾 島 英 介	〃	〃
森 和 也	〃	〃
徳 海 裕 史	〃	〃
小 峰 伸 彦	〃	〃
阿 部 健 作	〃	〃
熊 橋 一 彦	〃	〃
鳥 越 恵 一 朗	〃	〃
吉 識 賢 志	〃	〃
喜 久 山 明	〃	〃
福 田 悠 子	〃	〃
明 星 須 晴	〃	〃
瀬 戸 俊 夫	〃	〃
富 田 嘉 昌	〃	〃
塗 谷 栄 治	〃	〃
松 本 泰 作	〃	〃
廣 瀬 源 二 郎	〃	〃
三 秋 弥 穂	〃	〃
紺 谷 智	〃	〃
江 口 周 一 郎	〃	〃
染 矢 滋	〃	〃
井 戸 一 憲	〃	〃
中 川 裕 康	〃	〃
世 良 憲 正	〃	〃
室 石 豊 輝	〃	金沢市鞍月5-219 医療法人社団健水会 水口内科クリニック
犬 塚 賀 奈 子	〃	〃
石 丸 正	〃	金沢市瓢箪町2番13号 医療法人社団耳順会 ひょうたん町耳鼻咽喉科医院
石 丸 ひとみ	〃	〃
山 嶋 哲 盛	〃	金沢市泉3丁目3-6 有松医科歯科クリニック
神 田 龍 人	〃	金沢市新神田4丁目7-25 医療法人社団英和会 うきた産婦人科医院
笠 間 春 輝	〃	〃
黒 瀬 亮 太	〃	金沢市大友1丁目102番地 金沢ホームケアクリニック
中 村 太 地	〃	小松市光町1番地1 恵愛みらいクリニック
岩 崎 秀 紀	〃	〃
中 島 嵩 志	〃	輪島市山岸町は1番1地 市立輪島病院
眞 田 創	〃	〃
干 場 涼 平	〃	〃

藤 永 昌 宏	〃	〃
有 藤 賢 明	〃	〃
金 子 裕 一	〃	〃
張 乃 文	〃	鳳珠郡穴水町川島タ8 公立穴水総合病院
竹 田 正 廣	〃	小松市向本折町ホ60番地 国民健康保険小松市民病院 粟津診療所
村 上 眞 也	〃	〃
河 合 泰 宏	〃	小松市若杉町95番地 医療法人社団 荒木病院

2 A類疾病のみ

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
荒 木 一 郎	県内全域	金沢市小坂町中83番地 医療法人社団 浅ノ川 浅ノ川総合病院
武 田 仁 勇	〃	〃
浜 野 直 通	〃	〃
上 野 敏 男	〃	〃
中 野 達 夫	〃	〃
大 西 寛 明	〃	〃
光 田 幸 彦	〃	〃
中 西 智 樹	〃	加賀市作見町リ36番地 加賀市医療センター
正 木 康 史	〃	河北郡内灘町字大学1-1 金沢医科大学病院

3 B類疾病のみ

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
梶 原 荘 平	県内全域	金沢市吉原町口6番地2 金沢こども医療センター
島 洋 祐	〃	金沢市泉が丘二丁目13番43号 国家公務員共済組合連合会 北陸病院
中 野 未 央	〃	〃
出 村 嘉 隆	〃	〃
武 藤 綾 子	〃	〃
岡 崎 智 子	〃	〃
前 川 直 人	〃	〃
高 橋 由 夏	〃	〃
吉 倉 昌 平	〃	〃
松 本 勲	〃	〃
清 水 愛	〃	〃
泉 浩 二	〃	〃
加 藤 佑 樹	〃	〃
川 口 昌 平	〃	〃
中 川 朋 美	〃	〃
並 木 幹 夫	〃	〃
川 尻 剛 照	〃	〃
大 谷 咲 子	〃	〃
西 山 明 宏	〃	〃
高 野 道 夫	〃	金沢市野町2丁目4-12 高野医院
矢 鋪 憲 功	〃	金沢市兼六元町14番21号 医療法人社団和宏会 敬愛病院
宗 廣 鉄 平	〃	金沢市桜町24-30 医療法人社団金沢 宗広病院
松 井 貴 至	〃	〃
安 井 厚	〃	〃

瀬澤英幸	〃	〃
丸山千鶴	〃	〃
松本晴彦	〃	〃
野口晃	〃	金沢市窪6丁目257-1 かがやき在宅診療所
竹内伸夫	〃	金沢市千木町へ33番地の1 医療法人社団浅ノ川 千木病院
常山奈央	〃	〃
浅野正充	〃	〃
土屋鋏一	〃	〃
河村宇津彦	〃	〃
近藤環	〃	〃
加藤象三郎	〃	金沢市高島2丁目181番地 西インター内科・透析クリニック
林洋司	〃	金沢市西念2丁目30番3号 林形成外科クリニック
川原真理	〃	金沢市石引4丁目3番5号 社会医療法人財団 松原愛育会 松原病院
長谷部憲一	〃	〃
渡邊孝治	〃	金沢市泉野出町4丁目1-11 わたなべ整形外科クリニック
山城玄	〃	加賀市富塚町中尾126-2 医療法人社団修和会介護老人保健施設 葵の園・丘の上
北川雄基	〃	珠洲市野々江町コ部1番地1 珠洲市総合病院
中沢僚太郎	〃	〃
川北恵美	〃	金沢市沖町ハ-15 独立行政法人地域医療機能推進機構 金沢病院
南宏典	〃	〃
中澤佑介	〃	金沢市赤土町ニ13-6 石川県済生会金沢病院

予防接種を行う医師に係る変更の公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名について、次のとおり変更があった。

令和2年4月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 A類疾病及びB類疾病

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		変更年月日
	新	旧	
広崎晃雄	小松市日吉町51番地 医療法人社団 広崎外科医院 広崎医院	小松市日吉町51番地 医療法人社団 広崎外科医院 広崎外科医院	令和元年9月10日
広崎拓也	〃	〃	〃
長沖周也	小松市光町1番地1 医療法人社団 恵愛会 恵愛みらいクリニック	小松市園町ハ55番地 医療法人社団 恵愛会 恵愛病院	令和元年11月1日
村上弘一	〃	〃	〃
園田保夫	〃	〃	〃
甲藤政三	〃	〃	〃
荒木克己	〃	〃	〃
橋本慎太郎	〃	〃	〃

2 B類疾病のみ

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		変更年月日
	新	旧	
瀬戸 啓太郎	輪島市門前町館二の12 瀬戸医院	鳳珠郡能登町字宇出津夕字97番地 公立宇出津総合病院	令和2年1月9日

予防疫種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防疫種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防疫種について、予防疫種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防疫種を行う場所は、次のとおりである。

令和2年4月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 A類疾病及びB類疾病

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
浅川 哲也	金沢市沖町ハ-15 独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院	令和元年10月1日
平川 祐希	志賀町富来地頭町7の110番地1 町立富来病院	令和元年12月1日
平松 正行	〃	〃
石倉 祐貴	〃	〃
清水 陽	〃	〃
佐藤 仁志	〃	〃
宮谷 信行	〃	〃
森河 万莉	〃	〃
三井 善崇	〃	〃
道上 洋二	〃	〃
松本 多圭夫	〃	〃
野村 匡晃	〃	〃
中村 彰伸	〃	〃
中田 竜介	〃	〃
中川 研	〃	〃
土岐 真	〃	〃
多賀 香織	〃	〃
坂田 祐一	〃	〃
小幡 武司	〃	〃
岡本 宣浩	〃	〃
池野 観寿	〃	〃
朝倉 大貴	〃	〃

2 A類疾病のみ

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
北岡 千佳	志賀町富来地頭町7の110番地1 町立富来病院	令和元年12月1日
藤澤 麗子	〃	〃
松江 悠紀子	〃	〃
横井 章乃	〃	〃
山本 晃子	〃	〃
堀澤 徹	〃	〃
堀 瑞子	〃	〃

中村利美	〃	〃
玉貫啓太	〃	〃
橘高祐子	〃	〃
高儀容	〃	〃
犀川太	〃	〃
岡田直樹	〃	〃
伊藤順庸	〃	〃

3 B類疾病のみ

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所	承諾撤回年月日
北川雄基	珠洲市野々江町二部1番地1 珠洲市総合病院	令和2年2月1日
元雄良誠	〃	令和2年1月1日
山城玄	〃	令和元年12月1日
高相裕司	〃	〃
松本俊彦	加賀市富塚町中尾126-2 医療法人社団修和会 介護老人保健施設 葵の園・丘の上	〃
政田重成	〃	令和元年12月2日
山中愼一	〃	〃
野口晃	志賀町富来地頭町7の110番地1 町立富来病院	令和元年12月1日
大野美樹	〃	〃
豊田高志	〃	〃

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年4月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 借上件名及び数量
自動体外式除細動器(AED)借上げ 60台
- (2) 調達件名の特質等
仕様書等による。
- (3) 借上期間
令和2年6月1日から令和7年5月31日まで
- (4) 借上場所
別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和2年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) この公告に示す業務を履行できる経験、知識、能力、技術、手段等を有している者であること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

- (平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 入札参加資格の確認手続等
- この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に係る書類等を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。
- (1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等
- ア 提出期間
令和2年4月10日(金)から同月17日(金)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)
 - イ 提出時間
午前9時から午後5時まで
 - ウ 提出場所
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県教育委員会事務局保健体育課
 - エ 提出方法
持参により提出すること。
- (2) 入札参加資格の確認の結果の通知
- 確認の結果の通知は、令和2年4月22日(水)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。
- 4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付
- (1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎18階
石川県教育委員会事務局保健体育課
電話番号 076-225-1851
- (2) 交付期間
令和2年4月10日(金)から同月17日(金)まで(県の休日を除く。)
- (3) 交付時間
午前9時から午後5時まで
- 5 入札の日時及び場所
令和2年4月28日(火)午後3時
石川県庁行政庁舎11階 1114会議室
- 6 入札方法
- 入札金額は、1(3)の借上期間中の賃借料の総額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 落札者の決定方法
- 石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 入札に関する注意事項
- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

(4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 その他

詳細は、入札説明書による。